

# 平成29年度市県民税の申告相談

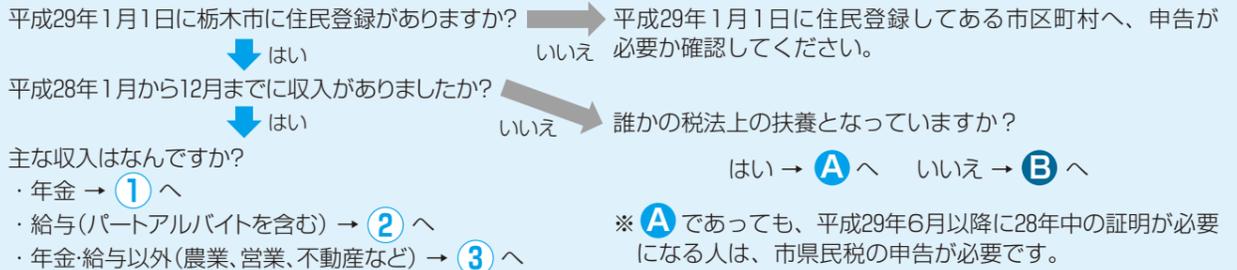
◆問合せ先 市民税課 ☎(21)2266

## 受付期間 2月15日(水)～3月15日(水)

平成28年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得について計算し、税金の額を確定します。

申告書は市県民税の課税資料のほか、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定資料として利用されます。申告がないと適正な保険料などの算定ができないだけでなく、市営住宅・児童手当・保育園などの手続きに証明書が必要な場合も、発行できなくなります。

### スタート



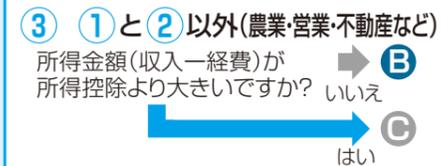
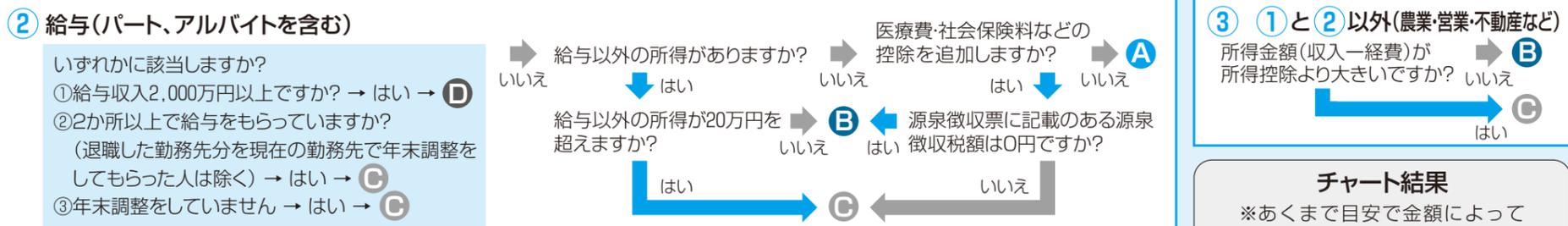
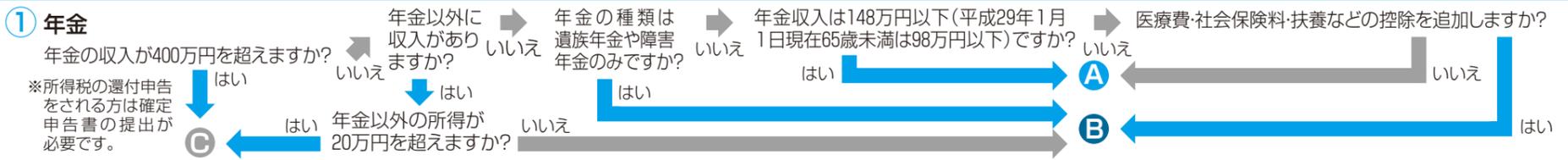
### 収入とは

売り上げや雑収入、給料、家賃地代など、生命保険など支払いを受けた一時金 など

### 収入から差し引かれる金額とは

収入のための必要経費、金額に応じた給与所得控除、支払いを受けた一時金のための保険料や掛け金 など

所得とは **収入** - 収入から差し引かれる金額

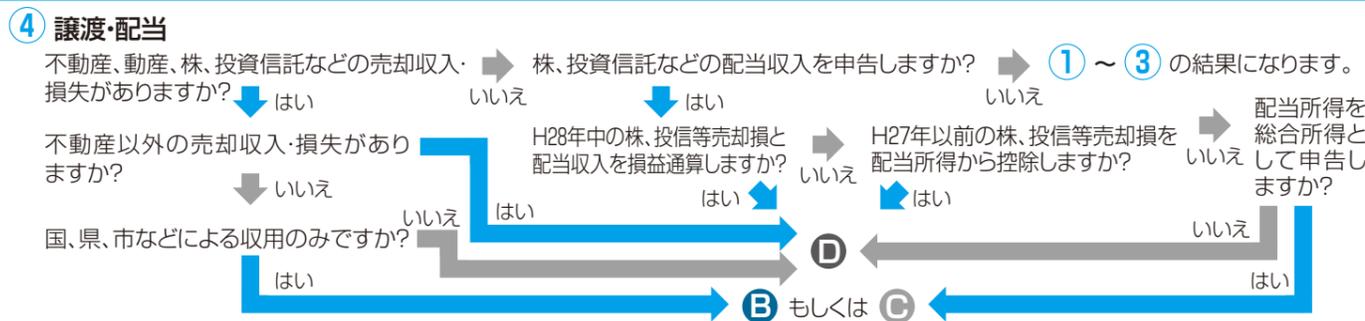


### チャート結果

※あくまで目安で金額によってあてはまらない場合もあります。

- A 所得申告の必要はありません。※所得が28万円を超える方は、申告が必要な場合があります。
- B 市県民税の申告が必要です。日程は下記をご覧ください。
- C 所得税の確定申告が必要な可能性があります。日程は下記をご覧ください。
- D 栃木税務署申告会場である栃木商工会議所で申告です。4ページ会場へどうぞ。

動産、不動産、株式などの譲渡所得、配当所得がある人は、④も確認ください。



## 市県民税申告相談受付日程

期 日	栃木地域		大平地域		藤岡地域		都賀地域		西方地域		岩舟地域	
	会場	9時～11時30分 13時～16時	会場	9時～11時30分 13時～16時	会場	9時～11時30分 13時～16時	会場	9時～11時30分 13時～16時	会場	9時～11時30分 13時～16時	会場	9時～11時30分 13時～16時
2月15日(水)	寺尾公民館	尻内、梅沢、出流	新(3)	新(3)	栃木市全域	栃木市全域	栃木市全域	田谷 居林	田谷 居林	栃木市全域	栃木市全域	
16日(木)	大久保公民館	大久保、鍋山、星野	新(4)	新(4)	部屋	原宿、桜内、白久保	原宿、桜内、白久保	下宿北	下宿北	五十嵐、中島 鶴巻、和泉立	和泉1 和泉(2・3)	
17日(金)	皆川公民館	皆川城内、岩出、泉川	新(2)	新(2)	新波	木の東	木の東	下宿南 和久井、金井北	下宿南 和久井、金井北	静和駅前1 古橋(北南)	静和駅前2 林中原、赤羽根学校前	
20日(月)	皆川公民館	皆川城内、岩出、泉川	新(1)、榎本(荒)	新(1)、榎本(荒)	石川、帯刀、緑川	木の西、木の北	木の西、木の北	原、神塚	原、神塚	赤塚、岸内、三ツ谷 鯉ヶ島、芝宮	和泉1 和泉(2・3)	
21日(火)	大宮公民館	大宮	西水代(上1・瓜畑)	西水代(上1・瓜畑)	蛭沼	大橋、深沢	大橋、深沢	弥八内 薬師堂、金井東	弥八内 薬師堂、金井東	水掛、いすゞ、三三五、向 曲新田、本郷、上サ	静和駅前2 林中原、赤羽根学校前	
22日(水)	大宮公民館	平柳2・3、今泉、仲上、藤田、久保田、宮田、高谷、穂ノ口	西水代(上3・下)	西水代(上3・下)	西前原、富吉、中根	富張	富張	金井新田	金井新田	水掛、いすゞ、三三五、向 曲新田、本郷、上サ	和泉1 和泉(2・3)	
23日(木)	吹上公民館	吹上、木野地、野中、高、大森、仲方	榎本(旭)、伯仲(北、南、西)	榎本(旭)、伯仲(北、南、西)	栃木市全域	南嶺、十文字、仲坪	南嶺、十文字、仲坪	西金井	西金井	水掛、いすゞ、三三五、向 曲新田、本郷、上サ	和泉1 和泉(2・3)	
24日(金)	吹上公民館	吹上、木野地、野中、高、大森、仲方	西野田(2)、西水代(上2)	西野田(2)、西水代(上2)	赤麻(1区・3区)	宿坪、中郷、野上	宿坪、中郷、野上	峰	峰	水掛、いすゞ、三三五、向 曲新田、本郷、上サ	和泉1 和泉(2・3)	
27日(月)	園府公民館	都賀、柳原、大光寺、田村、寄居	西野田(1)、榎本(上下)	西野田(1)、榎本(上下)	赤麻(2区・4区)	栃木市全域	栃木市全域	元中部 柴西	元中部 柴西	水掛、いすゞ、三三五、向 曲新田、本郷、上サ	和泉1 和泉(2・3)	
28日(火)	園府公民館	園府、大塚	栃木市全域	栃木市全域	大前(5区・7区)	合戦場(1～250番地)	合戦場(1～250番地)	柴中	柴中	水掛、いすゞ、三三五、向 曲新田、本郷、上サ	和泉1 和泉(2・3)	
3月1日(水)	市役所本庁舎	万、徳、旭、室 泉、昭和	富田(1・3・6・8)	富田(1・3・6・8)	大前(6区)	合戦場(251～650番地)	合戦場(251～650番地)	柴南 小倉山下	柴南 小倉山下	水掛、いすゞ、三三五、向 曲新田、本郷、上サ	和泉1 和泉(2・3)	
2日(木)	市役所本庁舎	城内1、河合 神田、本	富田(2・7)	富田(2・7)	栃木市全域	合戦場(651番地～)	合戦場(651番地～)	栃木市全域	栃木市全域	水掛、いすゞ、三三五、向 曲新田、本郷、上サ	和泉1 和泉(2・3)	
3日(金)	市役所本庁舎	城内2	富田(4・5)	富田(4・5)	甲	平川(1～400番地)	平川(1～400番地)	宿裏町 大沢田	宿裏町 大沢田	水掛、いすゞ、三三五、向 曲新田、本郷、上サ	和泉1 和泉(2・3)	
6日(月)	市役所本庁舎	日ノ出、湊 富士見、祝、小平	富田日立、中央町(全)	富田日立、中央町(全)	甲 都賀	平川(401番地～)	平川(401番地～)	中宿 木の宮西	中宿 木の宮西	水掛、いすゞ、三三五、向 曲新田、本郷、上サ	和泉1 和泉(2・3)	
7日(火)	市役所本庁舎	沼和田 沼和田、境	下皆川(1・2)	下皆川(1・2)	都賀	升塚	升塚	木の宮東 栄町	木の宮東 栄町	水掛、いすゞ、三三五、向 曲新田、本郷、上サ	和泉1 和泉(2・3)	
8日(水)	市役所本庁舎	片柳1 片柳2・3	西山田(1・2・3)	西山田(1・2・3)	大田和、太田	下新田、宿	下新田、宿	金崎、上綱 上組東	金崎、上綱 上組東	水掛、いすゞ、三三五、向 曲新田、本郷、上サ	和泉1 和泉(2・3)	
9日(木)	市役所本庁舎	片柳4・5 平井	真弓(西・中南)	真弓(西・中南)	栃木市全域	新名地、本郷、中妻の内	新名地、本郷、中妻の内	上組北	上組北	水掛、いすゞ、三三五、向 曲新田、本郷、上サ	和泉1 和泉(2・3)	
10日(金)	市役所本庁舎	蘭部1 蘭部2・3	土与、真弓(東)	土与、真弓(東)	荒立、荒立北、通山合、堤外、底合	中新田	中新田	栃木市全域	栃木市全域	水掛、いすゞ、三三五、向 曲新田、本郷、上サ	和泉1 和泉(2・3)	
13日(月)	市役所本庁舎	蘭部4、入舟、柳橋 錦、嘉右衛門	川連、蔵井	川連、蔵井	上町、東原 内町、下町、鹿島	橋本	橋本	根子屋 水木	根子屋 水木	水掛、いすゞ、三三五、向 曲新田、本郷、上サ	和泉1 和泉(2・3)	
14日(火)	市役所本庁舎	箱森	横堀、牛久、上牛久	横堀、牛久、上牛久	仲町、新町、羽黒、城南、釜場、高岡、向高岡	上新田、中荒井	上新田、中荒井	岡、男丸 小沼、小沼北	岡、男丸 小沼、小沼北	水掛、いすゞ、三三五、向 曲新田、本郷、上サ	和泉1 和泉(2・3)	
15日(水)	市役所本庁舎	大 平柳1	下高島、上高島、北武井	下高島、上高島、北武井	城山、南山、小出山、原、篠山、下宮	鷲宮、桜本	鷲宮、桜本	真上、向宿 反町	真上、向宿 反町	水掛、いすゞ、三三五、向 曲新田、本郷、上サ	和泉1 和泉(2・3)	
申告時間延長日 16時～18時30分	3月9日(木)・10日(金)		2月28日(火)・3月1日(水)		2月23日(木)・24日(金)		2月27日(月)		3月2日(木)		3月7日(火)・8日(水)	

※混雑緩和のため対象地域ごとに受付日を設けてあります。指定日時での申告にご協力ください。都合の悪い方は、日程表内で他の日時・会場で受付します。

※申告会場は大変混雑し、長時間お待ちになる場合があります。混雑緩和のためにも収支内訳や医療費明細などは自分で計算してきましょう。

※申告会場開設のため、市役所内市民税課窓口・各総合支所窓口では申告受付を行いませんのでご了承ください。

### 次の申告は 4ページ会場へどうぞ

## 栃木税務署申告会場である 栃木商工会議所で申告です

- 住宅借入金等特別控除の1年目の申告
  - 土地・建物・株式等の譲渡所得申告
  - 先物取引(FX含む)、申告分離課税の配当所得の申告
  - 青色申告、国外扶養親族の控除適用を受ける申告
  - 雑損控除の申告
- ・平成27年関東・東北豪雨の雑損失の繰越控除のみ市での申告相談可
- 必要書類 昨年の控え

### 市県民税申告書は郵送でも提出できます

平成29年度分市県民税申告書に必要な事項を記入のうえ、源泉徴収票や控除証明書などを同封し〒328-8686(住所不要) 栃木市役所市民税課に送付ください。

※市県民税申告書や手引きは、市民税課窓口や市ホームページのものをご利用ください。